

概要版

豊川市高齢者福祉計画（案）

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

※イラスト掲載予定

令和 年 月
豊 川 市

1 高齢者福祉計画策定の趣旨

策定の背景

豊川市の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、令和4(2022)年には26.3%となっており、今後は後期高齢者の増加により令和22(2040)年には高齢化率が30.6%まで上昇する見込みとなっています。こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。今後も継続する超高齢化社会に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化が必要となります。

本計画では、令和5年度までの高齢者福祉計画で取り組んできた地域包括ケアシステムをさらに推進し、様々な調査結果等に基づき本市の目標像を定め、東三河広域連合が策定する介護保険事業計画で実施する施策と連携しながら、目指すべき方針を定めるものです。

計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度として、令和11年度までの6年間を計画期間とします。東三河広域連合が策定する第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となっているため、令和8年度末には第10期介護保険事業計画の策定に合わせて計画の中間見直しを行います。

年度 (西暦)	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年	令和9 (2027)年	令和10 (2028)年	令和11 (2029)年
豊川市高齢者福祉計画	中間見直し					
東三河広域連合介護保険事業計画	第9期			第10期		

SDGs への取り組み

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指しています。

本計画では、主に、3「すべての人に健康と福祉を」と17「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標の達成に貢献できるよう、施策を推進します。



2 高齢者を取り巻く現状と課題

外出支援・移動支援のニーズが高くなっている

今後必要な施策として外出と移動支援の必要性が高まっており、高齢者のアンケート調査では病院の送迎等日常的な外出の支援を求める意見が挙がっています。自動車運転免許証の返納に必要な支援としても、公共交通機関の整備や運賃の割引を求める意見が多くなっており、自動車を使用しない代替となる外出支援が必要です。交通事故防止のための免許返納を進める観点においても、今後はより一層移動支援に取り組んでいく必要があります。

在宅生活の支援の充実が必要

アンケート調査では今後、高齢社会において、さらに充実させたほうが良いと考えることについて、高齢者の在宅での生活を支援するサービスの充実を望む声が多くなっており、在宅での介護の充実が必要になると考えられます。介護支援専門員への調査においても、必要性が高まる施策として配食サービスや緊急通報システム、ホームヘルパー等が多くなっていることから、在宅での生活を継続していくための介護および各サービスの充実に取り組む必要があります。



介護予防のための施策の充実が必要

アンケート調査では毎日の生活に充実感がない等、こころの健康状態が良くない回答が一定の割合でいる結果となっています。健康のために取り組んでいることで外出の頻度を増やすという回答が低くなっているため、ふれあいサロン等の通いの場を充実させることにより、生活の充実感向上や運動器機能の維持を図る介護予防のための施策に取り組む必要があります。

認知症施策の充実が求められている

アンケート調査から認知症高齢者に対する支援として、認知症専門の医療機関や介護サービス、適切な指導・助言を求める意見が多くなっており、認知症の専門的な支援体制を構築する必要があります。認知症高齢者数は今後も増え続ける見込みとなっており、今後は専門的な支援以外に地域全体で認知症の高齢者を支援していくことが求められます。

家族介護者への支援が必要

介護支援専門員へのアンケート調査から、地域包括支援センターへの相談内容は家族等介護者に関する相談が多くなっており、家族等介護者に関する課題が顕在化しています。

また、家族介護者の負担については精神的な負担が大きいという回答が最も多くなっており、介護者の精神的なケアを含む支援が必要となっています。在宅での介護を希望する高齢者が多いことから、介護を支援する訪問介護の提供体制も充実させる必要があります。

3 計画の基本理念、基本目標

豊川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、その第1期計画から継続して「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を基本理念として掲げてきました。

さらに、高齢者福祉計画は介護保険事業計画と一体的に策定する必要があり、東三河広域連合介護保険事業計画の、「いつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現」という広域連合の理念にも合致するものである必要があります。

そこで、本計画においても、「人生 悠々・快適・安心ライフを楽しむまち」を、引き続き基本理念として掲げます。

基本理念

人生 悠々・快適・安心 ライフを楽しむまち

基本目標

基本理念を実現するため、以下の2つを目標とします。

基本目標1

元気で
悠々ライフを
共創できるまちに

健康な高齢期を心豊かに暮らすための準備や計画、健康で生きがいやふれあいのある暮らし、好きな仕事や学習の継続等を通じて、人との交流を促進できる暮らしは、広い意味で介護予防につながります。

こうした、「人生を楽しむ」という視点は、現在または将来、高齢期を生きる全市民に共通して重要であると考え、これを基本目標1とします。

※共創…高齢者だけでなく、高齢社会を生きぬく市民一人ひとりが一体となって、高齢社会に新たな価値を創造していくこと。

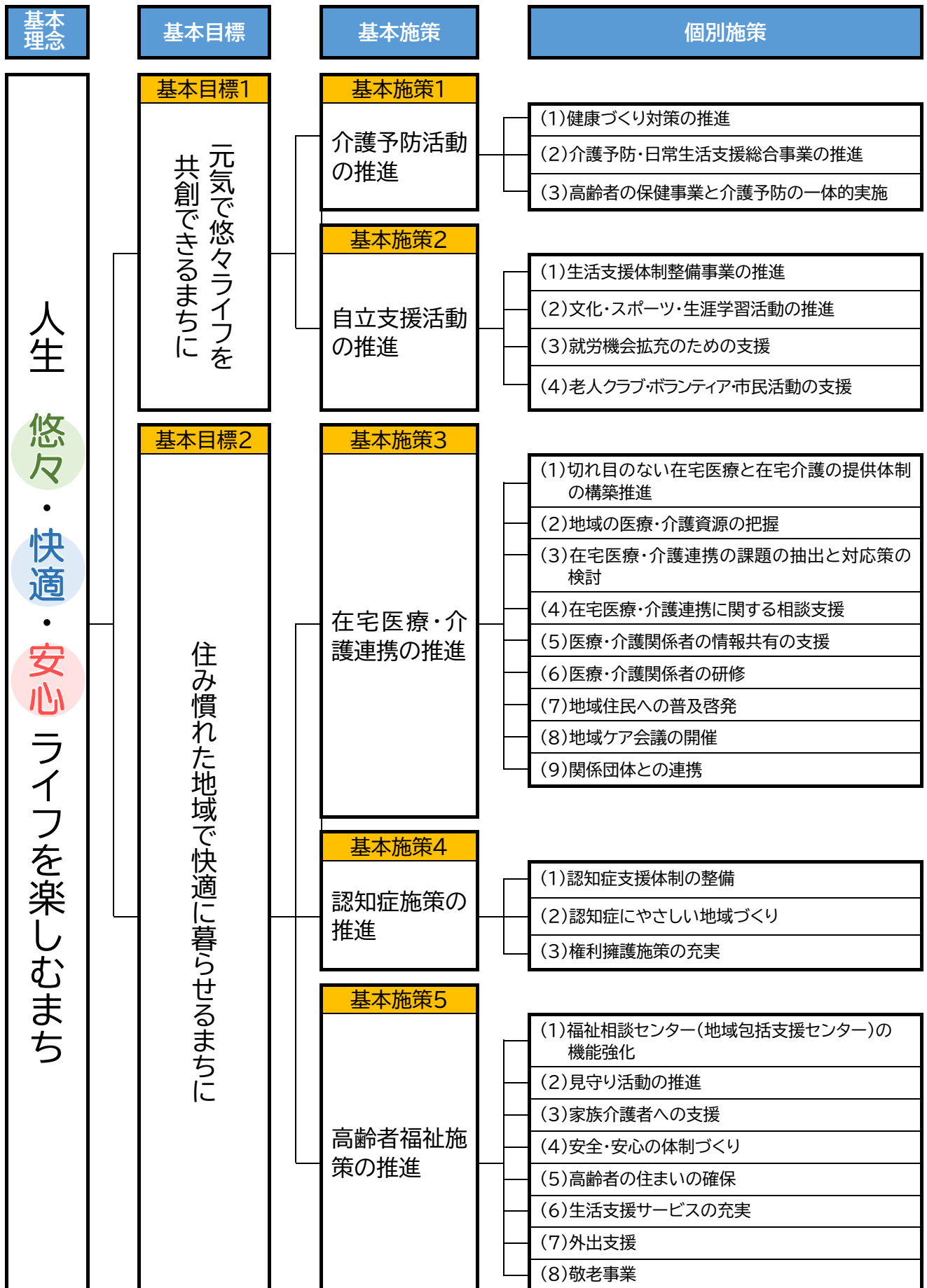
基本目標2

住み慣れた地域で
快適に暮らせる
まちに

日々の暮らしの舞台とも言える身近な地域を、日常生活圏域として設定し、関係機関との連携を図りながら、各圏域に気軽に相談できる窓口を設けるとともに、地域住民主体による支え合いやふれあいの活動が地域に根ざしていくことを基本目標2とします。

4

計画の体系



5 地域包括ケアシステムの深化・推進

これまでの流れと今後の取組

本市では、地域包括ケアシステムの構築にあたり、県のモデル事業により医療・介護の連携推進や在宅医療・介護連携の推進に取り組んできました。これらの取り組みを通じて、いっしょに仕事ができる関係づくり、情報共有の仕組みづくり、多職種連携の強化等、地域包括ケアシステムを推進してきました。ここ数年はコロナ禍のため、多職種で集まる機会が減ってしまいましたが、ICT ツール等新たな連携方法を取り入れたことにより、多職種連携の手段が広がり、連携がより強化されています。

本市では、これまでの取り組みの成果を継続発展させ、本市ならではの地域包括ケアシステムの深化に取り組んでいきます。

取組の基本的方針

地域包括ケアシステムにおける主要な3つの主体である豊川市・関係団体・市民について、豊川市および関係団体がそれぞれに取り組む内容および市民に望む行動として次のとおりまとめました。

豊川市

- ・多職種向け研修事業の開催による連携機能の向上
- ・地域包括ケア推進協議会の運営
- ・多職種を結ぶICTツールの運用 等

関係団体

- ・多職種連携ネットワーク構築の推進
- ・多職種連携ルールの普及啓発
- ・ICTツールの利活用
の推進 等

市民(高齢者)

- ・かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師を持つこと
- ・適度な運動や、栄養バランスの取れた食事等で健康を保持すること
- ・地域の見守り・支えあいに参加すること 等

6 基本施策の展開

基本施策1 [介護予防活動の推進]

いつまでも健康でいきいきと生活できることは、誰もが望むことです。健康寿命の延伸のため、規則正しい生活習慣の定着や健康管理、健康づくりに関する知識の普及や、意識の向上が大切です。高齢者が、地域の中で生きがいや役割を持ちながら、主体的・継続的に取り組むことができる介護予防活動を推進します。

個別施策

- (1) 健康づくり対策の推進
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

基本施策2 「自立支援活動の推進」

高齢者単独世帯・夫婦のみの世帯の増加により、生活支援を必要とする高齢者も増加することが見込まれます。このため、元気な高齢者が社会参加し、支え手として活躍することが求められます。

本市では生活支援コーディネーターが様々な社会資源と連携しながら、地域における生活支援サービスの提供体制の整備を促進し、地域住民が生きがいを持って暮らすための環境づくりや支援を充実させていきます。

個別施策

- (1) 生活支援体制整備事業の推進
- (2) 文化・スポーツ・生涯学習活動の推進
- (3) 就労機会拡充のための支援
- (4) 老人クラブ・ボランティア・市民活動の支援



基本施策3 「在宅医療・介護連携の推進」

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、急性期の医療から在宅医療および介護までの一連のサービスを切れ目なく提供することが求められます。特に入退院時や在宅療養時には、医療と介護のスムーズな連携が重要になります。地域の医療・介護資源の把握をはじめ、連携時における課題の把握や対応策の検討を行い、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築を推進します。

個別施策

- (1) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- (2) 地域の医療・介護資源の把握
- (3) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (4) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (5) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (6) 医療・介護関係者の研修
- (7) 地域住民への普及啓発
- (8) 地域ケア会議の開催
- (9) 関係団体との連携



基本施策4 「認知症施策の推進」

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症の容態に応じて、適切な医療や介護を受けられることと、地域全体で認知症の方とその家族を支える仕組みが必要です。「共生社会実現のための認知症基本法」が施行され、本市においても、こうした動きに沿って、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように認知症施策の推進を図ります。

個別施策

- (1) 認知症支援体制の整備
- (2) 認知症にやさしい地域づくり
- (3) 権利擁護施策の充実



基本施策5

〔高齢者福祉施策の推進〕

高齢者が増加する中、地域の支え合いとネットワークづくりが重要になります。また、高齢者が住み慣れた地域で生活するためには、生活支援や安全・安心な環境整備が必要です。本市では各種の福祉サービスを実施しており、今後も高齢者にとって必要とされるサービスを精査するとともに、「必要な方に適切なサービス」を提供できるよう生活支援体制を整備します。

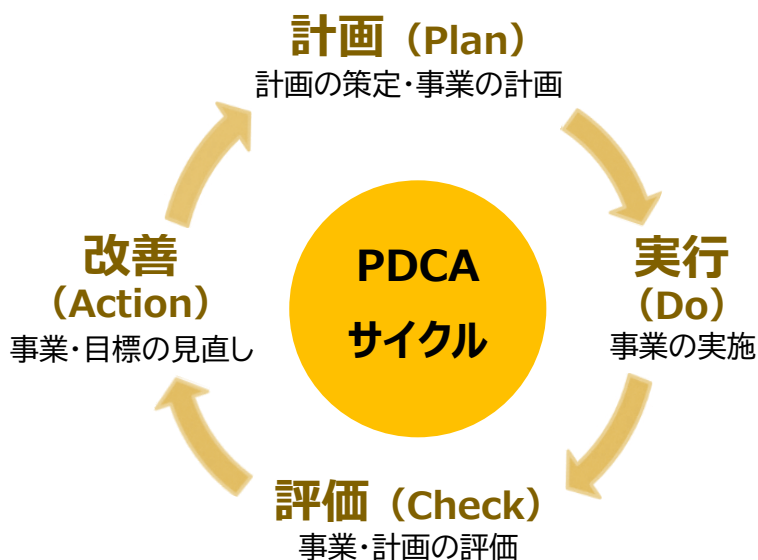
個別施策

- (1) 福祉相談センター（地域包括支援センター）の機能強化
- (2) 見守り活動の推進
- (3) 家族介護者への支援
- (4) 安全・安心の体制づくり
- (5) 高齢者の住まいの確保
- (6) 生活支援サービスの充実
- (7) 外出支援
- (8) 敬老事業

7 計画の推進体制

本計画の各施策の状況については、「PDCAサイクル」に基づいた進捗管理を行います。

個々の事業については、市担当課において毎年度実施状況を確認して、その内容や実施方法について評価し、改善を図ります。また、各施策の状況について、「地域包括ケア推進協議会」で定期的に評価や意見をいただきながら、計画の推進を図ります。



地域包括ケア推進協議会

地域包括ケア推進協議会は、本計画が進めようとする地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、関係多職種が参画して協議します。地域ケア会議で出された地域課題は、地域包括ケア推進協議会で解決に向けた検討を行い、施策化および各事業の評価、長期的な目標についても検討していきます。

豊川市高齢者福祉計画 概要版

発行年月日：令和 年 月

発行：豊川市

編集：豊川市 福祉部介護高齢課

〒442-8601

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

TEL：0533-89-2105 FAX：0533-89-2137

MAIL：kaigokorei@city.toyokawa.lg.jp